

北栄小学校いじめ防止基本方針

～生徒指導の手引き～

令和2年4月1日
岐阜県多治見市立北栄小学校

1 基本的な考え方について

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも起こり得る可能性があることから、学校、家庭、地域が一体となり、継続して「未然防止」「早期発見」「適切な対応」に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長を中心に学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。特に「いじめのない明るい学校・地域」を目指した未然防止活動は、全教育活動との関わりが大きく、全ての教職員が日々心がけて実践することが求められる。また、いじめ問題に直面した際、「いじめは絶対に許さない」といった毅然とした態度で対応することが、今後一層求められてくる。

(1) いじめとは

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義される。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられ児童生徒の立場に立つて行うものとする。【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】
※従来、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」となっていたが、平成18年に上記のように変更となった。

【文部科学省「生徒指導提要」平成22年3月】

(2) いじめの基本認識について

いじめには様々な特質があるが、子どもたちに日々直接接する教職員がもつべき基本的な認識を、以下のようにとらえていく。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権の侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめによって生命が奪われることがあるということを忘れてはならない。
- ④ いじめは大人の気付かないところで行われることが多く、発見しにくくなっている。
- ⑤ いじめは「被害者」「加害者」だけでなく、周りではやし立てる「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」によって成り立つことが多い。
- ⑥ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方では見ない。
- ⑦ いじめはその行為の態様によっては、暴行、恐喝、強要等の触法行為となる。
- ⑧ いじめは、学校・教職員の教育観や指導の在り方を問われる問題につながる。
- ⑨ いじめは学校だけでなく、家庭や地域での過ごし方とも大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめ問題は、学校、家庭、地域が一体となり、それぞれの役割を果たし取り組むべき問題である。

いじめる心理について

いじめの背景にあるいじめる側の心理を読みとることも重要である。いじめの衝動を発生させる原因としては、

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを、弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ② 異質な者への嫌悪感情（凝集性が高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情
等が挙げられる。

2 未然防止について

いじめ問題が起きたときの対応を考える以前に、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが重要である。そのために、「いじめは、どの学級どの子にも起こり得る」という認識に立ち、好ましい人間関係を構築し、豊かな心を育成することが必要である。子どもたちの意識や背景、地域性を考慮したうえで、年間を見通した「予防的・開発的な取り組み」を計画・実施していく必要がある。未然防止としてのキーワードは「規律、確かな学力、自尊感情の高揚」と考えている。

(1) 児童の実態をつかむ

学校において子どもたちと直接接するのは、学級担任を始めとした教職員である。子どもたちや学級・学校の様子を知るためには、わたしたち教職員がアンテナを高くし、つぶさに児童の実態に気を配ることが大切である。子どもたちの目線で物事を考え、共感的に子どもたちの実態を理解することが必要となってくる。日頃から子どもたちと接する中で見えてくる些細な言動や行動から、個々の状況や心理を推し量ることができるような「感性」を高めていくことが、これからのわたしたちには重要な資質とされてくるはずである。

① 多様な実態把握の方法をいかす

児童の実態把握を効果的に行うことにより、変わりゆく児童の意識や背景を理解できると考える。目の前にいる児童の言動・行動を観察するだけでなく様々な方法で実態をつかむことは、日々変化のある子どもたちに接するわたしたちにとって必要なことである。

学級において担任が日常的に実態を理解する方法を、以下のように考える。

- ア) 朝の健康観察で、体調だけでなく、表情、服装、仲間との関わりを観察する。（同時に、あざやけなどがいないかも確認する）
- イ) 授業、休み時間、給食、掃除などの時間の行動や言動を観察する。
- ウ) 登下校の様子を観察したり、通学班の児童に様子を聞いたりする。
- エ) 日記や生活ノートの記述を観察し、記述内容や変化に目を配る。
- オ) ノート、教科書、ロッカー、下足箱、机の周りのものに目を向ける。特に、名前が記述してあるもの（特に、いすやロッカー、下足箱の名前シール）がはがれていないか確認する。
- カ) 気になる児童、配慮の必要な児童には定期的に声をかけ、個別の面談を行う。
- キ) 一日一回は全員に声かけをする。

また、定期的に児童の様子や内面意識を理解するために、以下のような方途も使い、実態やその変容について理解するよう努める。

- ク) 毎月の職員会において、配慮の必要な児童の実態を全職員で共有する。
- ケ) 年4回「いじめアンケート」を実施する。（6、10、12、2月に実施。記名式）
※無記名式のアンケートの実施については今後検討していく
- コ) 「S-E調査」を年2回実施し、内面意識を分析する。（5、10月に実施予定）
- サ) 中学校との情報交流を行い、兄弟姉妹関係から様子を把握する。

さらに、様々な視点から情報収集できるよう、以下のような機関と連携し実態をつかむようにする。

シ) 保護者、地域からの連絡を記録し、詳細を確認する。

ス) S S Wと連携して状況を確認する。

セ) 旭ヶ丘児童館、旭ヶ丘公民館、子ども相談センター、市役所子ども福祉課、警察署生活安全課少年係などと連携し、情報交流をする。

ソ) コミュニティースクールにおいて、子どもたちの地域での様子について交流する。

② 児童の実態を継続してとらえる

上記のような方途で得た情報を、確実に記録・共有・分析・引き継ぎをし、継続して実態をとらえていくことは、変わりゆく児童の実態をとらえていく上で重要なことである。また、配慮の必要な児童の実態は、進級や進学に際して、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。継続的に実態をとらえる際には、以下のような点に留意しながら行うものとする。

ア) 「記憶」より「記録」。情報は確実に記述しておく。

イ) 年度当初配布されたノートに情報を整理する。ノートは職員室より外に持ち出さない。

ウ) ノートに記録する際には、「いつ、どこで、誰が、何を、どのようにしたか」を整理する。整理する際には、時系列で事実を整理する。

エ) 知り得た情報については学年主任及び学年に報告する。その後、生徒指導、教育相談、管理職等に報告し、情報共有を行う。

オ) 知り得た事実が重要な個人情報であることを意識し、情報の管理を徹底する。

カ) 知り得た情報の内容によっては、関係諸機関にも連絡をする。なお、重篤なもの、法に抵触するような場合については、速やかに警察署に連絡をする。

キ) 保護者から得た情報については確実に記述・記録し、次学年だけでなく中学校への引き継ぎも確実に行う。

(2) あたたかさど厳しさのある学級経営をすすめる ～規律ある生活～

あたたかさど厳しさのある学級では、子どもたちは安心していきいきと活動するものである。あたたかさのある学級とは、子どもたち一人一人に居場所があり、一人一人が認められる集団であろう。また、厳しさのある学級とは、規律のある学級であろう。そういった学級では子どもたちの自尊感情は高揚し、よりよい自分・学級・学校となっていくと考える。学級経営は、子どもたちが安心して生活する基盤となるものであり、重要な営みとなることは言うまでもない。

学級経営における重点を、「学びづくり」「仲間づくり」「体づくり」の3つの面から、以下のようにとらえ、重点行きに指導を進めたい。

【学びづくり】

ア) 基本的な学習習慣を4月当初に丁寧に指導し、粘り強く継続指導する。特に、学習用具の準備については家庭にも伝え、指導しきる。

イ) 授業の始め・終わりの挨拶、返事は全員で行う。

ウ) 仲間や先生の話す「聴く」ということを大切にされた指導をする。(最後まで聞く、体を向ける、反応する)

エ) 丁寧な言葉・美しい言葉で話したり発表したりすることを大切にする。

オ) 基礎的・基本的な学習内容が定着するような授業を進める。特に、国語や算数において、繰り返し指導・学び直し指導の必要な内容については、全校で系統的な指導を行う。

【仲間づくり】

ア) 「北栄小学校での生活」をもとに、基本的な生活習慣を身に付け、約束を守って行動できるよう、年間を通して共通指導をする。

イ) 「いじめは絶対に許さない」という立場に立ち、毅然とした対応を行う。

- ウ) 「いつでも どこでも 誰とでも」気持ちよいあいさつが交わせるよう、年間を通して段階的な指導を進める。
- エ) 「美しい学校」を目指し、掃除の時間は「もくもく掃除」「ぴかぴか掃除」の指導を進める。
- オ) 学級遊び・ペア遊び・クラブ活動・通学班登下校等の場を活かし、共感的な人間関係を育むようにする。
- カ) 係活動・委員会活動では、自分に与えられた仕事をやり切ることを大切にする。

【体づくり】

- ア) どの子どもが安全に過ごせるよう、校内での過ごし方指導を徹底する。特に、校舎内では「走らない」ことを徹底指導する。
- イ) 心身共に健康に過ごせるよう「外遊び」を推進する。基本的には休み時間は外で遊ぶよう指導する。
- ウ) 学級遊び、ペア遊びを推進し、よりよい仲間関係が構築できるようにする。
- エ) 「早寝・早起き・朝ご飯」を合い言葉に、家庭との連携しながら、家庭での過ごし方の見直しを進める。
- オ) 「体トレ」「長縄」「マラソン」「短縄」などを全校的に取り組み、目標をもって取り組んだり、体を動かしたりすることのよさを実感できるようにする。

(3) 安心して学べる授業を展開する ～確かな学力の定着～

どの子どもが安心して学べる授業を展開することは、「できた」「わかった」という自己肯定感を育み、子どもたちの肯定的・主体的な営みを生み出すと考える。さまざまな様相をもった子どもたちが存在する学校状況において、「その子にあった」授業を展開していくことが求められている。つまり、配慮の支援の必要な児童もそうでない児童もどちらもが学びやすい授業【インクルーシブ教育の視点にたった授業】を展開することが大切だと考える。「インクルーシブ教育」の視点に立った授業を展開する上で、以下の展を重点として授業実践を進めるようにしたい。

- ア) 視覚的に刺激の少ない学習環境、教室環境を整備する。
- イ) レディネステスト、意識アンケート、S-E調査、授業時の観察などをいかして児童の実態を把握し、児童の困り感をとらえて授業に臨む。
- ウ) 見通しがもてるよう、1単位時間の流れがわかるような掲示をしたり、パターン化した流れで展開したりして、主体的な学習活動を創り出す。
- エ) 基礎的・基本的な知識や技能に関わる事項を洗い出し、学び直しや繰り返しをしながら確実に定着できるようにする。
- オ) チョークの色、文字の大きさ、資料や文字の配置などを工夫した構造的な板書を心がけ、視覚的にわかりやすいものを計画・実践する。
- カ) 「ゆっくり はっきり 低いトーンで 一文を短く」話すことを心がけ、聴覚的に負担の少ない発問を心がける。
- キ) 「1指示1行動」を基本とし、テンポよく発問したり活動をすすめたりする。
- ク) 「できたことを褒める」ことを大切にし、個の変容をつぶさにとらえ、評価する場面を意図的に位置付ける。
- ケ) 配慮の必要な児童については、スモールステップを踏みながらできることを徐々に増やし、安心して学べるようにする。

(4) 自己有用感が感じられる特別活動を展開する ～自尊感情の高揚～

授業をはじめ学校生活の中では、あらゆる場面において他者と関わる機会を工夫し、それぞれのよさや違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに褒めてもらえた」「みんなの役に立った」という経験を積み重ねていくことが、子どもたちの内面を成長させる。また、仲間だけでなく、教職員や地域住民からの温かい声かけは子どもたちの自己有用感、自己肯定感につながり、子どもたちを大きく変容させるものである。本校における特別活動の中で、以下に取り上げた内容は重点的に実践しているものである。

ア) 学級活動

- ・学級の宝物が創り出せるよう、学級目標を大切にす。
- ・自分たちで生活していくために必要な係を考えたり、グループ活動を充実させたりする。
- ・月のめあて「ひなたっこ10」のめあてをもとに学級の様子をふり返り、成果や課題をクラスで話し合いながらよりよい学級集団をつくろうとする。
- ・あいさつ、給食、外遊び、掃除などの基本的な生活習慣に関わる指導を段階的に進める。
- ・委員会のキャンペーンや学校行事の取り組みを受け、自発的な取り組みを進める。

イ) 児童会活動

- ・委員会ごとに常時活動とキャンペーン活動を行い、自主的、自律的なくらし作りを進める。
- ・「ひなたっこ10」のめあてと委員会活動を関わらせた活動を位置付ける。
- ・児童会の活動と学級の係活動等に関連付け、全校で盛り上げる。
- ・中学校と連携した取り組みに参加し、よりよい姿をめざす。

ウ) 学校行事

- ・核となる行事「運動会」「宿泊研修」「修学旅行」「通学班会」「大掃除」「入学式」「卒業式」等を通して、成功の喜びや所属感、充実感が味わえるようにする。
- ・各行事での実行委員会を設定し、自分たちで計画・運営する力を養う。

エ) クラブ活動

- ・前後期で交代し、興味や関心のもてる活動により主体的に取り組めるようにする。
- ・各学年の人数を意図的に配置し、異学年集団での仲間づくりを進める。
- ・6年生をリーダーとし、準備や片づけをきちんと行うとともに自発的な活動を位置付ける。
- ・外部講師に協力してもらい、より主体的な活動を展開する。

(5) 人権教育、道徳教育の充実を図る

人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育や、思いやりの心を育む道徳教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要な点である。

① 人権教育

人権教育の視点に立ってみると、「いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、絶対に許されるものではない」ことを、子どもたちに十分理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みに対して思いやることができるよう、人権教育の基盤である「生命尊重の精神」や「人権感覚」を育むとともに人権意識を高めていく必要がある。

実際の学校現場では、「仲間を大切にす学級、差別を許さない学級づくり」を進めていくことが大切となる。各教科、領域、特別活動などの場など全教育活動で推進するのはもちろん、家庭や地域、中学校とも連携を進めることも大切となってくる。特に本校では、

- 教員に対する人権教育・研修の推進
 - 家庭、中学校と連携をした人権週間「ひびきあい週間」の実施
- を年間計画に位置付け充実を図るようにしていく。

② 道徳教育

いじめ問題は、他人を思いやる心の欠如や差別意識などから起こるものであり、「いじめは絶対に許されることではない」という、人間性豊かな心情を育てることが大切である。未発達な考え方・道徳的判断力の低さからくる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな効果を与えると考える。また、家庭、地域環境からみられる本校の特色・実態を鑑みると、そのことはより大きいと言える。

本校の道徳教育の重点目標は、学校課題や市の方針を踏まえ、「自己を見つめる力と思いやりの心を育てる指導（【価

値項目】思いやり・親切、生命尊重)』としている。道徳教育は全教育活動を通して行うのはもちろんだが、特に道徳の時間を充実させることが大切だと感じている。そこで、以下の点を重点とし、実践を進める。

- 1 単位時間の指導過程を明確にする。特に後段・終末における「譲れない12分」の時間を確保し、自分自身をふり返し価値を一般化する。
- 毎年、児童の実態にあった資料を選択する。
- 心に響く資料の範読を心がける。
- 多様な価値観が出せる学級の雰囲気作りを行う。

また、家庭や地域社会と連携ができるように、以下のようなことを中心に行う。

- 学年・学級通信、懇談会を通して、保護者との共通理解や意識の向上を図る。
- 学校行事への保護者の参加を通して、学校教育活動への理解を深める。
- PTA との連携した活動（親子行事、資源回収、たのしみな祭など）を通して、地域ぐるみで児童の道徳性を育む。
- 地域人材を活かした授業や活動を積極的に仕組む。
- 学校開放日や「ひびきあい週間」において、全校で道徳授業を公開し、保護者、地域住民への共通理解を図る。
- 音楽集会に中学生への参加を依頼し、合唱交流を通して自己を見つめる力を育む。
- あいさつ運動を柱とし、年間を通して心の通い合いがもてるようにする。また、地域ボランティアの方にも協力していただき、地域社会でも生きる力を育む。

(6) 教職員の協力体制を構築する

子どもたちの様子を知るためには、教職員の「気付き」が大切である。共感的理解に努め、ともに笑い、考え、涙し、子どもたちと同じ場をとることが必要である。しかし、小学校においては、学級担任を中心とした活動が中心であり、時として、子どもたちの状態を推し量ることが難しい状況も生まれかねないものである。担任だけでなく多くの目で子どもたちを見て、全教職員協力体制のもと「いじめにつながる芽」を見抜くことが重要となってくる。日頃の教職員の協力体制づくりにおいて大切にしていることは、

- 「報告・連絡・相談」を大切にする。
- 困ったことがあっても一人で抱え込まない。
- 学年主任を中心とし、「学年の子」としてみる姿勢でどの子にも接する。
- 特に配慮の必要な家庭環境の児童には、多くの教職員が積極的に声かけをする。
- 「風通しのよい職場」を心がけ、ちょっとしたことでも話ができる雰囲気作りを努める。
- 年度末の引き継ぎだけでなく、兄弟関係での関わり等の引き継ぎを適宜行う。

等のことである。日頃から多くの目で見て、情報を共有していくことが協力的な体制を作ると考える。

(7) 保護者・地域との連携を図る

学校だけでなく、家庭や地域において「いじめは絶対に許さない」という風土を構築することは大切である。本校の校区の多様な実態を踏まえれば、地域や家庭と連携し継続的に未然防止に努めることは、これからも必要である。実際にはPTAの各種会議や学級・学年懇談会において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見を交流する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者向けの研修会やホームページ、学校・学年・学級通信等を通して積極的に行うことも大切である。具体的には、上記の(2)～(5)で示したような場面において連携を行ったり情報モラルに関わる研修や通信を位置付けたりして、連携を深めていく。

3 早期発見について

いじめ問題は「早期発見・早期対応」が素早い解決へとつながる。早期発見のために日頃から教職員と子どもたち・保護者との信頼関係を構築していくことが大切である。いじめは、大人の気付きにくいところで発生し潜在化しやすいことを認識しながら、子どもたちの小さな変化やメッセージを敏感に察知し、いじめを見逃さない認知力を向上させるこ

とが求められる。

また、子どもたちと関わる全ての教職員間で情報共有をし、保護者とも連携しながら情報収集することが大切である。

(1) いじめに気付く力を高める

見えにくさのあるいじめを認知するには、教師の「気付く力」を高めることが必要である。子どもたちの目の前に立つ教職員はやはり、

- 子どもの立場に立って向き合う（人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止める）
 - 子どもたちを共感的に理解する
（共感的に子どもたちの気持ち、行動・価値観を理解するカウンセリング・マインドを高める）
- ことが前提であると考ええる。

(2) いじめ発見のきっかけから見るポイント

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」からみると、いじめ発見のきっかけの傾向は以下のようである。

- 教職員の発見は、小学校では担任の発見が多い。中学校以上では、担任以外の発見が増えている。
 - 小学校においては、本人からの訴えより保護者からの訴えによる発見が増えている。中学校以上になると学年が進むにつれて保護者からの訴えが減り、本人の訴えによる発見が増えている。
- これらの傾向から、
- 学年が進むにつれて担任以外での発見が増えてくることから、情報共有の必要性が高まってくる。
 - 割合の少ない訴えが起こった場合は、いじめが深刻化していることが考えられる。そういった場合は、直ちに早期対応をする必要がある。

以上のようなことが考えられることを念頭に置きたい。

(3) いじめの態様について知る

いじめの態様については、その行為が犯罪行為として取り扱われることも考えられるため、きちんとした認識をもつことが大切である。また、法に抵触する場合については、毅然とした対応をとることが一層重要となる。

| いじめの態様の分類 | 可能性のある刑罰法規 |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる | 脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| イ 仲間はずれ、集団による無視 | ※刑罰法規には抵触しないが、同様に毅然とした対応が必要 |
| ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする | 暴行 |
| エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | 暴行、傷害 |
| オ 金品をたかられる | 恐喝 |
| カ 金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする | 窃盗、器物破損 |
| キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | 強要、強制わいせつ |
| ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる | 名誉毀損、侮辱 |

(4) いじめの見えにくさを知る

いじめの発見が遅れる原因の一つとして、大人の見えにくいところで行われていることが挙げられる。いじめが見えにくいことについて、改めて認識を高めておくことは早期発見のためには重要である。

○いじめは大人の見えにくい時間や場所を選んで行われる。

- ・無視やメール、ラインなど、客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。
- ・遊びやふざけあい、委員会の仕事、クラブ・スポーツなどの練習のふりをして行われる形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間の一員のような形態がある。

○いじめられている本人からの訴えが少ない。

- ・訴えたら「ちくった」と言われる。
- ・訴えたら仕返しが怖い。
- ・親に心配をかけたくない。
- ・どうせ大人に言ってもだめだ。

○ネット、メール、携帯電話などのいじめが最も見えにくい。

- ・ネット上でいじめにあっている場合は、その兆候が学校では特に見えにくい。
- ・家庭での情報端末の取り扱い方が、今までと違う場合、変化が見られる場合はいじめられている可能性がある。

教職員だけでなく、家庭にもいじめの見えにくさについて認識をもってもらい、いじめが疑われる場合は即座に学校に連絡するよう依頼しておく。

(5) 早期発見のための手立て

「いじめはどの子にも起こりうるものである」ことを基本認識とし、常に子どもを見守ることで早期発見へとつなげる。

○日々の観察を丁寧に行う

- ・休み時間など雑談等の機会をつぶさに観察し、子どもたちの小さな変化に気を配る。
- ・「困ったら相談できる場」があることを常に伝え、相談窓口が日常的に位置付いているようにする。

○観察する視点をもつ

- ・グループがではじめる中学年以降の人間関係をつかむ。
- ・人間関係をつかむ際には、観察にとどまらず、それまでの人間関係について前担任などから情報を収集する。
- ・授業中の話し合いや発言の際の対応の仕方、視線などに注意を払う。(こそこそ話す、きつい口調、からかい、冷やかし、笑いなど)
- ・教室以外の場面での関わり合いや様子について、周りの児童、職員、保護者・地域の住民から情報を収集する。(登下校、給食、掃除、委員会、クラブ活動など)
- ・小さな変化(表情、言動、服装、持ち物、机、いす、教科書、ノート)を見逃さない。

○日々のふり返りや日記を活用する

- ・日頃から情報を共有したり、メッセージを伝えたりすることで、信頼関係を築く。
- ・気になる変化やサイン、情報をつかんだ場合は、児童・保護者との懇談、家庭訪問を実施し、迅速に対応する。

○定期的な調査を実施する

- ・いじめアンケート(記名式)を、年4回実施する。(6月、10月、12月、3月)
- ・無記名式アンケートを、年2回実施する。(7月、1月)
- ・保護者対象のアンケートを、年2回実施する。(7月、11月)
- ・アンケート実施後は、個別に聞き取りを行い、事実確認をする。
- ・事実確認後、被害者、加害者、態様によっては保護者を含めた指導を行う。
- ・担任による事実確認後、学年主任、教育相談、生徒指導主事と連携して対応する。

○教育相談体制をつくる

- ・相談室を利活用し、困ったことが話せるようにする。
- ・スクールカウンセラー(SC)によるカウンセリングや相談があることを紹介する。
- ・学校福祉士(スクールソーシャルワーカーSSW)と連携する。
- ・教育相談室等の関係諸機関(相談電話、東濃子どもセンター)の相談窓口を紹介する。

◎発見した場合は、情報を共有し早期解決を図る

(6) 相談しやすい環境づくりを進める

いじめに関わった子どもたちが大人に相談することは、非常に勇気のいる行為である。「ちくった」と言われていじめの対象となったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを十分に認識し、相談する際には細心の注意をはらうべきである。

○本人から訴えがあった場合

- ・心身の安全を確実に保証する姿勢を示す。
- ・心身の安全を確保する（別室の用意、教職員の共通理解、相談時間の位置付け、登下校見守り）
- ・事実関係だけでなく気持ちをくんで話を聞く。

○周りの児童から訴えがあった場合

- ・相談しやすい時間と場所を位置付ける。（相談室など周りの児童の視線に配慮した場所、時間）
- ・「よくいってくれたね。」と行動を称え、秘密保持を確実に行う。

○保護者から訴えがあった場合

- ・電話や手紙、連絡帳ではなく、直接顔を合わせて話をすることを前提とする。
- ・即座に連絡ができるよう、日頃からの信頼関係を築く。（学級通信などを通して、問題が起こっていないときにも児童のよさや課題、担任の願いなどについて伝え、信頼関係を築く）
- ・保護者の気持ちを十分に理解することを大切にして接することが大切である。子どもの苦手なことやできていないことを否定すると、家庭でのしつけや子育てを否定されたと感じることがある。
- ・まずは事実確認を大切にすることを伝え、噂などを広めないようお願いをする。

○地域住民から訴えがあった場合

- ・日時、場所、児童の特徴、その時の様子をわかる範囲で聞き取る。
- ・注意をしてもらったか、周りに大人がいたかなどを確認する。
- ・現場に赴き、写真など状況確認できることを行う。
- ・児童への聞き取りについては、複数で対応し、事実を確認する。

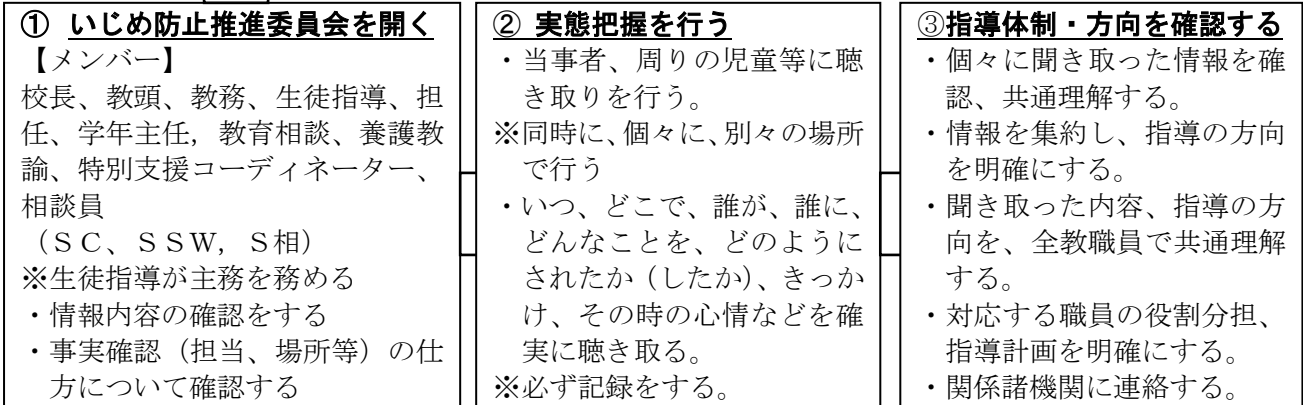
4 早期対応について

いじめの兆候を察知した時には、問題を軽視することなく問題に素早く対応することが大切である。また、いじめられている児童が安心して過ごせることを最優先に迅速な指導を行う必要がある。解決に向け、一人で抱え込むことなく複数で対応し、組織的な対応をすることが重要である。また、いじめの再発防止のため、日常的な取組計画を立て、継続的に指導を続けながら見守ることが必要である。

(1) 基本的な対応の流れ

いじめの情報をつかむ

※個人情報の扱いには十分留意する。



④児童への指導・援助を行う

- ・いじめられた児童を保護し、不安を取り除く（別室考慮）
- ・加害者、傍観者を含め、学年児童に、「いじめは絶対に許されないこと」を継続指導する。

⑤保護者と連携する

- ・直接面談し、具体的な対応の仕方を共通理解する。
- ・様子を見てもらうなど協力を求め、連携の方法を確認する。

⑥事後の対応を進める

- ・継続的に指導援助をする。
- ・SC等を活用し、定期的なカウンセリングを進める。
- ・定期的に保護者に連絡をし、児童の様子を交流する。
- ・いじめを許さない指導を継続的に行い、誰もが大切にされる学級経営を進める。

※犯罪行為、触法行為として取り扱われるべきいじめについては、管理職の指導のもと、教育委員会、所轄警察署、子ども相談センター等に連絡をし、連携して対応を進める。

(2) 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のような対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、速やかに教育委員会を通じて市長に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を即座に実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。

※金品5万円以上、全治一週間以上2回、本人の自殺企画等を重大事態とする。

(3) ネット上のいじめへの対応

私たち教職員は、インターネットや携帯電話などの急速な普及や進化、その特殊性による危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力向上に努める必要がある。

ネット上のトラブルは大変見えにくいものであることから、日常的に、パソコン・インターネット・携帯電話・タブレット端末などの利用の仕方について児童のみならず保護者にも利用の仕方などについて啓発する必要がある。ネット上のいじめを発見するのは容易ではないが、児童同士の会話や家庭での子どもの様子の変化等、児童のサインを見逃さないよう学校と保護者が連携していくことが必要である。

ネット上のいじめを発見した場合は書き込みや画像の削除など迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察など諸機関と連携をして対応していくことが不可欠である。

① ネット上のいじめの事例

巻き込まれたトラブルの事例だけでなく、どのように利用しているかを知ることも必要である。

| いじめの例 | 特殊性と危険性 |
|---|---|
| ・メールで ・ブログで ・チェーンメールで ・学校裏サイトで | ・匿名性により、個人が特定されないという安易な考えから、何を書いてもかまわないと誹謗中傷・個人のプライバシー、根拠のない噂などが書き込まれ、被害者にとっては周りからの目が気になり、心理的なダメージが大きくなる。 |
| ・SNSから発生 (例)友人限定のサイトだと信用し書き込みをしたが、実際には違い、多くの人を知るところとなった。 | ・個人情報や画像は、情報加工・個人の居場所の特定が容易にできることから、誹謗中傷・性的犯罪・ストーカー行為などにつながることもある。 ・写真を安易に掲載すると、写真に付加している位置情報から自宅だけでなく利用者が特定されるなど、利用者の情報が流出する可能性がある。 |

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・動画共有サイトで (例)プロレス技を複数児童が一人に対してかけている様子が撮影され投稿された。 | <ul style="list-style-type: none"> ・一度流出した個人情報、回収・削除することが困難となる。また、不特定多数のものに情報が流出したり、アクセスされたりする危険性がある。 ・面白半分・遊び半分で撮影をし始めても、その後エスカレートすることが考えられ、被害が深刻化することもある。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi環境で | <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインゲームなどでトラブルが起こることが考えられる。また、仲間はずれ・場所の占有などでのトラブルが起きることもある。 |

②未然防止について

情報モラル教育を中心に学校では児童に指導を行うが、利用する場が家庭中心であるため家庭での指導が不可欠である。保護者と連携・協力して以下のような内容について指導することが重要である。

- 携帯電話を持たせる必要性について、十分家庭で話し合うことが大切である。
- 携帯電話等の管理は保護者が行うものであることを前提とする。
- フィルタリングを行うだけでなく、家庭での利用ルール作りをする。
- ネット環境へのアクセスが「トラブル発生につながる入り口」であることを共通認識する。
- 家庭での利用の様子（メールを見たときの表情、利用時間の変化、友達関係の変化等）について疑念を感じたときは、即座に問いかけ、学校などに相談する。

③早期発見・早期対応について

学校や保護者だけで対応が困難な場合は、迅速に警察等の関係諸機関と連携を行う。

ネット上の書き込みや画像等の対応については、年々複雑化していることもあり困難なことが考えられるが、以下のような手順を例に迅速に対応する。

例「掲示板等への書き込み削除の手順」

1 書き込みの確認

- ・アドレスの確認
- ・書き込み内容をプリントアウト
- ・携帯電話の場合は、デジタルカメラで画像を撮影する

2 掲示板の管理人に削除依頼

(削除されない、管理人の連絡先不明の場合は3へ)

3 掲示板のプロバイダ削除依頼

(2, 3でも削除されない場合は4へ)

4 メールの内容を再確認し、教育委員会・警察・法務局・地方法務局に相談

5 削除確認

- ・児童、保護者への説明と指導

(4) いじめ発見時の対応での留意点

いじめを認知した教職員は、まずもっていじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う必要がある。また、すみやかに学年主任、生徒指導、教育相談等に連絡し、いじめ防止推進委員会を開催する必要がある。(必ず管理職の指導を仰ぐ) 対応する際には、上記に示したことを含め、以下のことに留意する必要がある。

- ・被害児童の安全を確保することを第一とし、個人情報の扱いには十分留意する。(噂を広めない)
- ・事実関係を明確にすることは大切だが、それにとらわれすぎず、被害者の心情に寄り添うことを大切にしたい。
- ・ネット上のいじめは、年々複雑化・多様化していることを教職員・保護者・地域の大人が認識しておく必要がある。研修の機会などの機会を位置付け、新しい見識を身につけることも重要である。
- ・重大な事案については、教育委員会、警察に速やかに連絡することを全職員が共通理解しておく。

5 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に位置付け、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめの対応及び再発防止に関すること

学校評価後は、評価内容を受け「いじめ防止推進委員会」を中心に、指導の方針や内容について改善していく必要がある。また、様々な事例を記録・蓄積し、実際の指導にいかしていくことも大切である。